

## オンライン資料の収集に関する 国立国会図書館法の一部改正について

令和4年5月17日（火）の衆議院本会議、同25日（水）の参議院本会議において、国立国会図書館法等の一部を改正する法律案（衆議院議院運営委員長提出、衆法第38号）が可決され、成立しました。現在、国立国会図書館への提供が免除されている一部の民間のオンライン資料（電子書籍・電子雑誌）について、令和5年1月から収集を開始します。

### （改正の概要）

- (1) 国立国会図書館は、国立国会図書館法に基づき、平成25年7月1日から、私人がインターネット等で出版（公開）したオンライン資料を収集していますが、これまでは、収集対象を無償かつDRM（技術的制限手段）が付されていないものに限定していました。
- (2) 有償又はDRMが付されたオンライン資料（有償等オンライン資料）については、当分の間、国立国会図書館への提供を免除しつつ、国立国会図書館長の諮問機関である納本制度審議会において収集や補償の在り方につき検討を重ね、令和3年3月25日に同審議会から答申（※）を得ました。
- (3) 改正法は、この答申を踏まえ、現在提供が免除されている有償等オンライン資料について、国立国会図書館への提供を義務付けるものです。施行日以降に出版された有償等オンライン資料を収集対象とします。
- (4) 施行日は、令和5年1月1日です。

※納本制度審議会答申

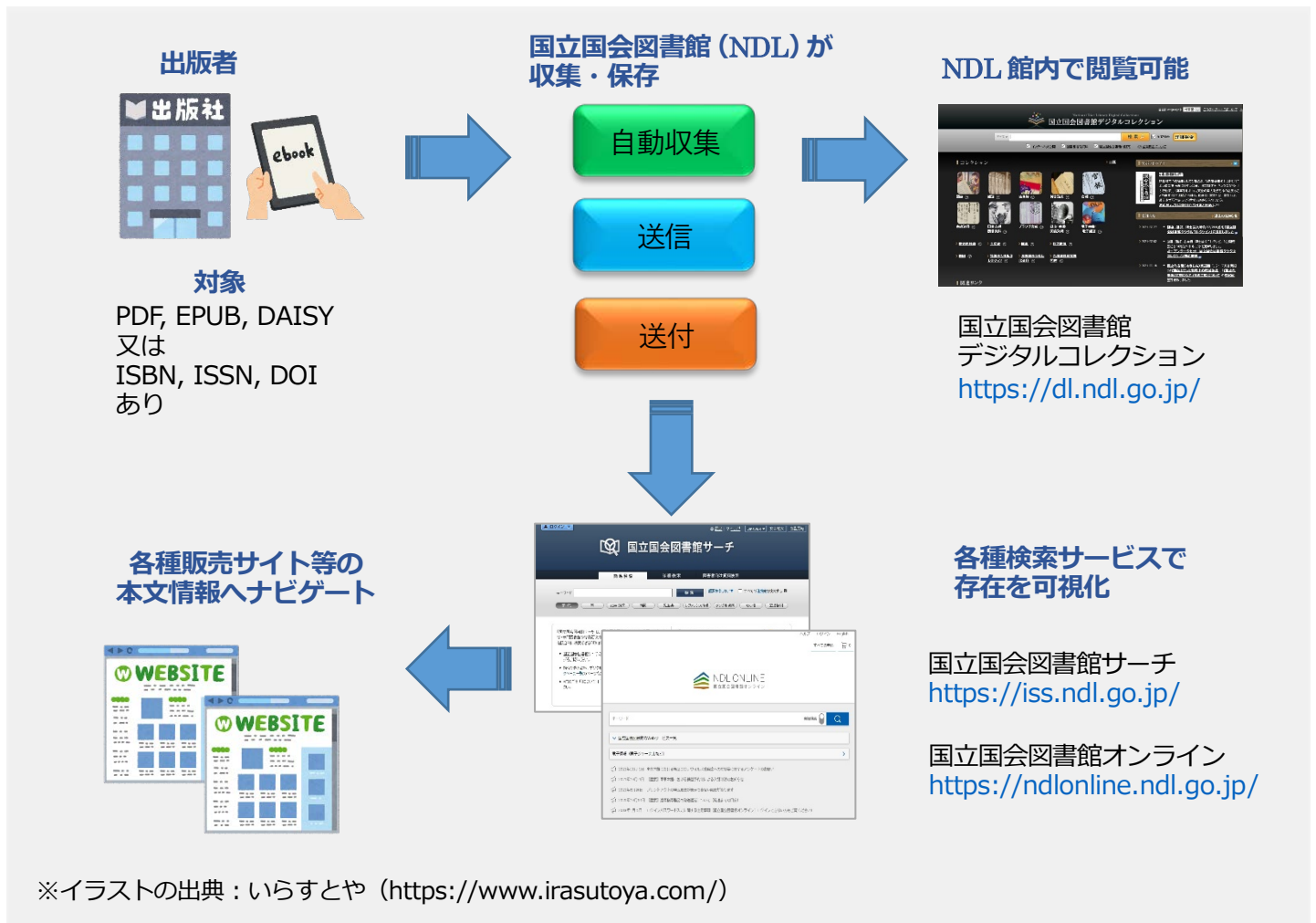
<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/conclusion.html>

（令和3年3月25日答申本文）

[https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/s\\_toushin\\_8.pdf](https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/s_toushin_8.pdf)

■ 問合せ先：国立国会図書館 総務部総務課広報係 TEL：03-3506-5103（直通）

オンライン資料の収集イメージ



収集した資料は、現在と未来の読者のために、国民共有の文化的資産として永く保存し、日本国民の知的活動の記録として後世に継承します。

(参考) 有償等オンライン資料の収集について

#### ○収集対象となる資料

- ・ 現行の「オンライン資料収集制度」により収集している無償かつDRMなしの場合と同様、有償又は DRM ありの場合も、特定のコード (ISBN、ISSN、DOI) が付与されたもの、又は、特定のフォーマット (PDF、EPUB、DAISY) で作成されたものについて、メタデータ (題名、作成者、出版者、出版日、版、コード、URL) と併せて収集します。
- ・ 市場において DRM が付された状態で流通している場合でも、DRM が付されていない状態のファイルを収集します。
- ・ 同一内容が複数フォーマットで流通している場合は、代表的バージョンを優先的に収集します。
- ・ 収集方法も現行同様に、あらかじめ申告された URL に国立国会図書館からアクセスして収集する「自動収集」、国立国会図書館の送信システムからアップロードする「送信」、DVD-R に格納して郵送する「送付」を想定しています。

#### ○収集対象から除外される資料

- ・ 現行同様に、機密扱いのもの、簡易なもの、納本済みの出版物と同一版面である旨の申出を受け確認したもの、長期間にわたり利用可能であり消去されないと認められるもの (いわゆる「リポジトリ」収録コンテンツ) 等は収集対象から除外されます。
- ・ 営利企業で構成する組織が運営するリポジトリを収集除外と認める際は、長期継続性、利用の担保、コンテンツの保全の観点から適否を確認し、コンテンツの散逸防止やメタデータ連携について覚書等により担保します。メタデータ連携はコンテンツの存在を可視化するためのもので、国立国会図書館サーチ (国内の資料を幅広く対象とする統合的検索サービス) によって行います。
- ・ リポジトリ収録コンテンツについては必要に応じて利用権契約を締結し、国立国会図書館内で利用可能とします。

#### ○収集した資料の利用方法

- ・ 国立国会図書館の施設内 (東京本館、関西館、国際子ども図書館) に設置された端末で、国立国会図書館デジタルコレクションから閲覧できます。同時閲覧制御 (同一資料を同時に閲覧できる利用者を 1 名に限定) を行います。権利者から許諾を得た場合のみ、インターネットで公開します。
- ・ 複写サービスは、準備が整い次第、著作権法で認められる範囲内で行う予定です。